

第43回

STEP

令和2年10月1日～
令和3年9月30日

定時株主総会 招集ご通知

日時 令和3年12月18日(土曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)

場所 当社本部 7F(神奈川県藤沢市藤沢 602 番地)

当日のご来場には事前登録が必要です

(詳細は3ページにてご確認ください)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について	2
事前登録について	3
議決権行使について	4
インターネットによる議決権行使について	5
株主総会参考書類	7
事業報告	15
計算書類	33
監査報告書	43

株式会社 ステップ

(証券コード 9795)

(証券コード 9795)
令和3年12月3日

株主各位

神奈川県藤沢市藤沢602番地
株式会社 ステップ
代表取締役社長 遠藤陽介

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を徹底するため、誠に恐縮ですが参加人数の上限を設けさせていただきます。そのため事前登録制にて開催いたしますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、本株主総会はインターネットにて実況中継いたします。よろしければぜひご活用ください。詳細につきましては、本招集通知2ページに記載のとおりです。

株主の皆様におかれましては、出来ましたら書面またはインターネット等により事前に議決権行使をしていただき、当日のご来場をお控えいただきますよう、ご協力ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に沿って、令和3年12月17日(金曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 令和3年12月18日(土曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 当社本部 7F
(神奈川県藤沢市藤沢602番地) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第43期(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

【ご案内】 事業説明会について

株主総会終了後、従来は「懇親会」の形式で株主の皆様方との交流の場を設けてまいりましたが、今回はその趣旨を引き継ぎながらソーシャルディスタンスに配慮した「事業説明会」の形で、上限人数を設けた上で実施いたします。なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご飲食の提供につきましては控えさせていただきます。

- 提供書面および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ◎今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)に掲載いたします。
- ◎座席の間隔を確保するため、当日入場できる株主様の人数を30名とさせていただきます。本総会への出席について、後記のとおり事前登録制を採用し、事前登録者にご入場いただくことといたします。事前登録をご希望される株主様が30名を超えた場合は、公正な抽選により入場者を決定いたします(なお、事前登録なしに当日ご来場いただきましてもご入場いただけませんので、あらかじめご了承ください)。
- ◎ご来場の株主様にはマスクの着用、アルコール消毒、検温などのご協力をお願いいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、当社からの感染拡大防止のお願いにご協力いただけない方は、ご入場をお断りする場合がございます。
※当社関係者も、同様の対策を行ったうえで対応させていただきます。
- ◎本株主総会の入場人数に制限を設けさせていただくことをふまえ、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)において、本株主総会の様子を実況中継いたします。視聴をご希望の方は、令和3年12月17日(金曜日)午後3時までに、視聴専用ページにて株主番号・株主名・ご連絡先のご入力をお願いいたします。なお、視聴専用ページは閲覧のみで、総会の議事議案に関するご質問をお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。また、実況中継視聴に際し当社が取得した株主様の個人情報本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報本総会に関する業務以外に使用することはございません。

事前登録について

令和3年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様が対象です。

◎事前登録をご希望の方は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.stepnet.co.jp/>)に設置の専用ページにて必要事項をご入力の上、令和3年12月10日(金曜日)午後6時までにお申し込みください。

◎お申し込みが確認できました方に対し、令和3年12月14日(火曜日)午後6時までに入場の可否にかかわらずEメールまたはお電話でご連絡いたします。上記の事前登録をされない、もしくは、抽選の結果、残念ながら落選された株主様におかれましては、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

※事前登録のお申し込みの際、当社が取得した株主様の個人情報
は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務および本総会において感染者が発生した場合等における感染拡大防止の目的以外に使用することはございません。

※ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からの送信後、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、Eメールがお受け取りいただけない可能性があります。この事象につきましては、当社側で対応を行うことができませんので、受信されるメールアドレス側にてドメイン【stepv.co.jp】からのEメールの受信を有効とするよう設定をお願いいたします。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルのご確認をお願いいたします。

議決権行使について

議決権は、以下3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和3年12月17日(金曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページのご案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年12月17日(金曜日) 午後5時30分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※当日のご来場には事前登録が必要です。
(詳細は3ページにてご確認ください)

日 時

令和3年12月18日(土曜日) 午前10時

■インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつて可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、令和3年12月17日（金曜日）午後5時30分入力完了分までとなっていますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合には、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9時~21時)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部事務センター

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9時~17時 土日休日を除く)

※議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境および事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおりとしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金 25円 総額 412,642,925円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	令和3年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけではなく、取締役以外からも社長を選出できるよう、現行定款第22条を変更するものです。また、これに伴い、文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、社長が議長となる。</u> ②前項の取締役または社長に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="264 371 719 405">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="229 456 639 490">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="212 501 333 535">第 22 条</p> <p data-bbox="240 546 770 618">取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="212 674 770 835">②取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="229 887 668 920">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="212 931 333 965">第 23 条</p> <p data-bbox="240 976 770 1093">取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="212 1189 770 1350">②<u>取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p data-bbox="850 371 1305 405">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="815 456 1225 490">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="798 501 919 535">第 22 条</p> <p data-bbox="826 546 1005 580">(現行どおり)</p> <p data-bbox="798 674 1356 790">②取締役会は、その決議によって、<u>社長 1 名を、また必要に応じて取締役の中から役付取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="815 887 1254 920">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="798 931 919 965">第 23 条</p> <p data-bbox="826 976 1356 1137">取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、社長が議長となる。</u></p> <p data-bbox="798 1189 1356 1350">②<u>前項の取締役または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員(10名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	龍井郷二	代表取締役会長	再任
2	遠藤陽介	代表取締役社長(執行役員)	再任
3	新井規彰	取締役(常務執行役員)	再任
4	大黒晃禎	取締役(常務執行役員)	再任
5	袴田剛	取締役(常務執行役員)	再任
6	森本由里子	取締役(常務執行役員)	再任
7	木島文義	取締役	再任 (社外)
8	浅野樹	取締役	再任 (社外)
9	仲野十和田	新任取締役候補者	新任 (社外)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 龍井郷二 (昭和24年2月22日生)	昭和50年1月 ステップ学習教室を藤沢市長後にて創業 昭和54年9月 (株)ステップ学習教室設立 代表取締役社長 平成3年10月 社名を(株)ステップに変更 代表取締役社長 令和元年12月 当社代表取締役会長(現任)	1,302,800株
2	再任 遠藤陽介 (昭和47年5月20日生)	平成22年4月 当社高校受験藤沢北部ブロック (現・長後ブロック)長 平成26年4月 当社常務執行役員 平成27年12月 当社取締役 平成30年12月 当社専務取締役 令和元年12月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員(現任) 令和2年4月 当社高校受験横浜川崎本部長(現任) 令和3年4月 当社高校受験港北NTブロック長(現任)	8,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	再任 あら い のり あき 新井規彰 (昭和49年 9月7日生)	平成23年4月 当社執行役員 平成23年10月 当社常務執行役員(現任) 平成24年12月 当社取締役(現任) 当社総務本部長(現任)	10,300株
4	再任 だい こく あき よし 大黒晃禎 (昭和47年 8月9日生)	平成19年4月 当社高校受験藤沢ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社大学受験運営副本部長 平成25年4月 当社常務執行役員(現任) 平成27年4月 当社大学受験運営本部長(現任) 平成27年12月 当社取締役(現任)	7,600株
5	再任 はかま だ つよし 袴田剛 (昭和47年 2月9日生)	平成21年4月 当社高校受験厚木ブロック長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現任) 平成27年4月 当社高校受験県央本部長(現任) 平成29年12月 当社取締役(現任) 平成31年4月 当社高校受験厚木海老名ブロック長(現任)	4,900株
6	再任 もりもと ゆり こ 森本由里子 (昭和52年 2月22日生)	平成19年4月 当社大学受験茅ヶ崎校副室長 平成20年4月 当社大学受験事務局主任 平成30年4月 当社大学受験事務局長(現任) 平成30年12月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任)	4,800株
7	再任 (社外) き じま ふみ よし 木島文義 (昭和27年 12月25日生)	昭和51年4月 湘南塾(現(株)湘南ゼミナール)創業 昭和63年4月 (株)湘南ゼミナール取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役社長退任 平成27年12月 当社取締役(現任)	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	再任 (社外) あさの たつる 浅野 樹 (昭和30年 3月13日生)	昭和53年4月 大和証券(株)入社 平成12年2月 同社コンプライアンス統括部長 平成18年10月 (株)大和証券グループ本社総務部長 平成21年9月 大和証券 SMBC(株)常勤監査役 平成24年4月 大和プロパティ(株)常勤監査役 平成27年6月 同社退社 平成27年7月 辰島建設(株)取締役統括執行役員 平成29年5月 同社退社 平成29年12月 当社取締役(現任)	2,000株
9	新任 (社外) なかの とわだ 仲野十和田 (昭和39年 2月26日生)	昭和61年4月 仲野学習塾創業 平成9年9月 (有)十和田(ナカジユク)設立 代表取締役社長(現任) 平成27年6月 公益社団法人全国学習塾協会監事(現任) 平成28年4月 全日本私塾教育ネットワーク理事長(現任)	200株

- (注) 1. 取締役候補者龍井郷二氏は、(有)ケー・プランニングの代表取締役を兼務しています。
2. 当社とその他の取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。
3. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏は、社外取締役候補者です。
4. 木島文義氏、浅野樹氏、仲野十和田氏を社外取締役候補者とした理由ならびに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は次のとおりです。
- 木島文義氏
当社の競合他社での長年にわたる経営経験を生かし、当社の事業展開において有益な提言をいただくことを期待しています。
- 浅野樹氏
証券業界等での豊富な経験と幅広い見識を通して、とりわけ当社のガバナンス・コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しています。
- 仲野十和田氏
全国最大規模の業界団体の理事長職および公益社団法人全国学習塾協会の監事職を務められている視野の広さと経験をもとに、当社の経営全般に対して助言をいただくことを期待しています。
5. 木島文義氏ならびに浅野樹氏は現在、当社の社外取締役であります。本総会終結時点での社外取締役としての在任期間は、木島文義氏が通算6年、浅野樹氏が通算4年となります。

6. 木島文義氏ならびに浅野樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ています。
7. 仲野十和田氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、本議案が承認可決された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
8. 当社と木島文義氏ならびに浅野樹氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
9. 当社と仲野十和田氏との間では、本議案が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役上田秀樹氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。また、監査役古村庄治氏ならびに八木直樹氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	なかむらみどり 中村美登里	新任監査役候補者	新任
2	やぎなおき 八木直樹	監査役	再任 社外
3	いかりしゅういちろう 五十里秀一郎	新任監査役候補者	新任 社外

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	<p>新任</p> <p>なかむら みどり 中村 美登里 (昭和32年 12月30日生)</p>	<p>昭和59年3月 当社高校受験綾瀬スクール室長 平成2年4月 当社高校受験 ハイステップ湘南スクール室長 平成4年12月 (株)アイ・アム(現教材研究課)取締役 平成9年4月 同社と当社の統合に伴い当社へ復帰 当社大学受験事務局 平成28年4月 当社大学受験センター南校室長 令和2年4月 当社大学受験事務局にて授業監査 担当(現任)</p>	0株
2	<p>再任 社外</p> <p>やぎ なおき 八木 直樹 (昭和36年 4月15日生)</p>	<p>昭和60年4月 中央労働災害防止協会(労働省・経 団連関係特殊法人)入社 昭和62年4月 労働省(現厚生労働省)入省 労働基準監督官 平成24年4月 銚子労働基準監督署長 平成26年4月 千葉労働局労働基準部健康安全課 主任地方産業安全専門官 平成27年3月 同省退官(依願退職) 平成27年6月 社会保険労務士登録 八木労務監査事務所開業(現任) 平成29年12月 当社監査役(現任) 平成30年4月 働き方改革日本(株)設立 代表取締役(現任)</p>	300株
3	<p>新任 社外</p> <p>いかりしゅういちろう 五十里秀一朗 (昭和35年 1月2日生)</p>	<p>昭和53年4月 東京国税局入局 平成14年6月 税理士資格取得 平成28年7月 藤沢税務署長 令和元年7月 東京国税局調査第四部部長 令和2年7月 東京国税局退官 令和2年8月 税理士開業(現任) 令和3年1月 一般社団法人映画倫理機構監事(現任) 令和3年6月 大日精化工業(株)補欠監査役 (独立委員会委員)(現任) 令和3年7月 山田電器工業(株)監査役(現任)</p>	0株

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 八木直樹氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結時点での社外監査役としての在任期間は、通算4年となります。
3. 八木直樹氏ならびに五十里秀一朗氏は、共に社外監査役の候補者です。両氏が、これまで培ってきた専門知識を生かし、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
- なお、当社と両氏の間では、本議案が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ています。補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
たなか やすとし 田中康俊 (昭和32年 5月25日生)	昭和57年4月 (株)ナイガイ入社 平成18年1月 同社退社 平成18年7月 (株)A I入社 平成18年12月 同社退社 平成19年1月 (株)武田出版入社 平成20年1月 同社退社 平成20年4月 (株)湘南社設立 代表取締役(現任) 平成30年1月 藤沢ビジネスフォーラム会長 令和3年1月 藤沢ビジネスフォーラム監査役(現任)	0株

- (注) 田中康俊氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社との間に特別の利害関係はありません。同氏が、これまで培ってきた経験と幅広い視野を当社の監査に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものです。
- なお、同氏が就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

以上

(提供書面)

事業報告

令和2年10月1日から

令和3年9月30日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年9月期からの回復、伸長の1年となりました。生徒数は令和2年秋から徐々に回復し、令和3年6月には創業以来初めて3万人を突破し、令和3年9月末の生徒数は前年同期比10.9%増となりました。期中平均生徒数も29,467人(同6.6%増)と3万人に迫っています。

生徒数回復の要因としては、コロナ禍で入会を先送りしていたご家庭が、新型コロナウイルスとの併存的対応は今後も長引くものと判断され、学校の年度の切り替えのタイミングで対面授業での通塾に踏み切り始めたためと言えます。

また、前期のコロナ禍の中で当社が取り組んだオンライン授業の充実(4万本を超える動画配信)や対面授業とオンラインライブ授業を選択できるハイブリッド型のシステムの稼働、そして令和2年4・5月の緊急事態宣言下で授業料の6～8割を減額したこと等、生徒サイドに寄り添った姿勢が多くのご家庭に支持され、当社への信頼感を高めたことも背景にあると推測しています。

令和3年春の入試結果は、高校入試・大学入試ともに好調で、生徒募集への後押しとなりました。

まず小中学生部門の入試実績については、横浜・川崎方面で影響力の強い突出した進学校である「横浜翠嵐高校への合格者数」、「横浜市内の公立トップ校への合格者数」において、いずれも目標としていた3年連続ナンバー1を達成することができました。横浜翠嵐高校は、令和3年度の東京大学合格者数で全国11位、公立高校では2位となっている全国屈指の公立進学校です。さらに、横浜北部地区のトップ校である川和高校の合格者数も2年連続で全塾中ナンバー1となり、横浜市におけるトップブランドとしての基盤がさらに強化されました。神奈川県学力向上進学重点校(横浜翠嵐・湘南・柏陽・川和・厚木の5校)における合格実績でも、5校すべてでナンバー1となっています。

また、神奈川県公立トップ高校には2,192名が合格し、今春も神奈川県全塾中トップの実績を残しました。これによって県内公立高校に合格したステップ生の42.9%がトップ校に合格したことになります。内訳を見ると、県内公立トップ高校19校のうち15校において、また現制度を特徴づける特色検査（記述型）を実施した19校のうち15校において、塾別の合格者数で当社がナンバー1となり、今春も他塾を圧倒する結果となりました。さらに、ステップ生の通学圏内で最難関の共学校である国立東京学芸大附属高校についても、合格者数は131名（外部進学生のみ、繰上げ合格含む。正規合格者91名は同総数221名のうち41.2%）に達し、13年連続で全塾中トップの実績となっています。

高校生部門の今春入試については、コロナ禍に加えて新しい入試制度（大学入学共通テスト）の初年度にあたり、生徒にとっては例年になく緊張度の高い入試となりました。そのような中、今春の大学進学実績においては東京大10名・京大4名・一橋大10名・東京工業大11名の現役合格者（全員が神奈川県立高校の生徒）を出すことができました。国公立大学の医学部にも県立高校生6名が現役合格し、国公立大学全体の合格者は過去最高の270名（昨年度196名の37.8%増）となりました。また、私立大学においては早稲田大・慶應義塾大・上智大は計438名（昨年度256名の71.1%増）、理大MARCH（東京理科大・明治大・青山学院大・立教大・中央大・法政大）は計1,462名（昨年度1,148名の27.4%増）と大幅に伸び、それぞれ過去最高を記録しています。特筆すべきは、これらの合格実績のほとんどが、首都圏において進学実績で私立高校に押されがちとされている公立高校生によるものであるということです。コロナ禍で休校期間が続き学校行事や部活動も行えなかった時期に、受験生が勉強に打ち込む時間を持つことができたという客観的条件があったにせよ、態勢をしっかりとなれば公立高校生の第一志望への現役合格率を伸ばすことができるということを、現実の数字として示せたことは大きな意義があると考えています。

こうした合格実績の伸長により、公立高校生を中心とする神奈川県有数のライブ塾としての基盤をより強固なものにしつつあります。変化の続く大学入試ですが、今後も積極的、現実的な対応を心がけ、カリキュラムや教師研修の内容の見直しを柔軟に行い、教務内容の一層の向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、各地で学習塾でのクラスターが相次ぐ中、当社では生徒・スタッフの検温、手指の消毒、不織布マスク着用の徹底などはもちろんのこと、令和3年2月以降、大量のサーキュレーターを追加配備し、教室の換気に特に注意を払うなど感染症対策を強化することで、クラスターの発生を防ぎつつ、対面授業を継続することができました。

また、新型コロナウイルスワクチンの職域接種を、パート従業員を含む当社社員と主要取引先企業の社員を主たる対象に、6月下旬～7月下旬にかけて実施しました。職域接種実施企業の中でも最初期の実施となり、社員の健康管理と生徒への感染防止への素早い対応によって、ご家庭の信頼を高めることができました。

一方で、新型コロナウイルスの第5波による感染拡大を受けて、令和3年8月頃よりご家庭内や学校の部活動等で塾生が新型コロナウイルスに感染したという連絡が増加したことから、8月中旬よりステップ内の感染状況をホームページ上で毎日公表することにいたしました。これは、塾内で日々どの程度の感染が広がっているのか、その実態を生徒・保護者の皆様と情報共有することによって、ご家庭の協力を得て感染対策を強化するためです。新型コロナウイルス対策にはご家庭の協力が不可欠なため、今後も引き続き積極的に情報公開を進めていく予定です。

授業については、コロナ禍が続く中においても対面授業をメインとしつつ、ご家庭の希望に応じていつでもオンラインライブの授業も選択できるようにすることで、安心して授業に参加できる環境を整えています。今後も、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、授業をオンラインで実況中継できる体制を堅持してまいります。そして、授業のみならず、塾生向けのガイダンスや保護者会、保護者面談等、オンラインとライブを状況に応じて使い分け、あるいは併用してまいります。

学童部門は、令和2年3月に「STEPキッズ辻堂教室」(JR東海道線辻堂駅)、「STEPキッズ茅ヶ崎教室」(JR東海道線茅ヶ崎駅)の2スクールを開校し、STEPキッズのネットワーク化がスタートしました。新規2教室においては初年度は小1・小2の2学年のみを募集し、令和3年春から小3が加わりました。さらに、令和4年春から小4を加え、それに伴って生徒数も増加していく見込みです。

令和2年秋からは新たに「STEPサイエンス教室」も開講しました。これはSTEPキッズのサイエンスプログラムを発展させた実験教室で、湘南教室で月1回、様々な実験に取り組んでいます。

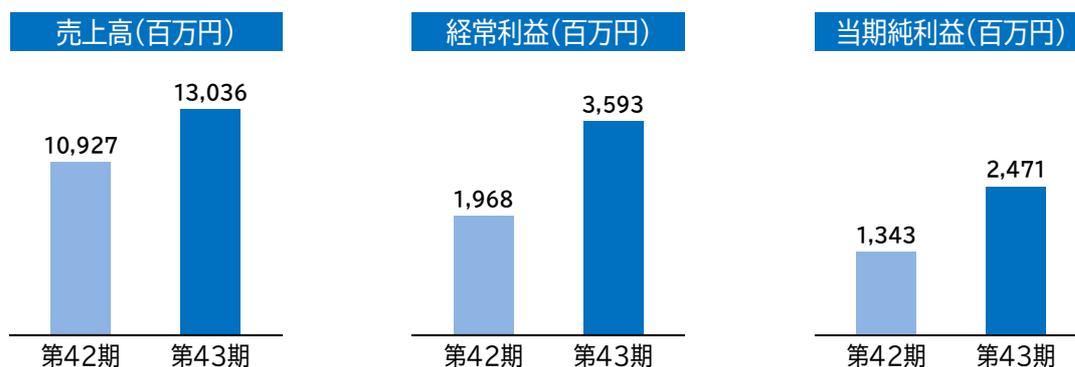
また令和3年春からはSTEPキッズのプログラムに新たに「英語/英検講座」を追加しました。これで通年で実施しているプログラムは、サイエンス・英会話・算数・ことば・はば広教養・プログラミング・ダンス・将棋・音楽・手話・百人一首など14種類となりました。引き続き3つの教室で運営ノウハウの蓄積・共有を進め、今後の県内各地への展開に向けた基盤づくりを進めてまいります。

当事業年度中の新規開校は、小中学生部門で3スクールです。当社が注力している川崎地区に元住吉スクール（東急東横線元住吉駅、川崎市中原区）、Hi-STEP 川崎スクール（JR 東海道線川崎駅、川崎市幸区）、横浜市に上永谷スクール（横浜市営地下鉄線上永谷駅、横浜市港南区）を、元住吉と上永谷は令和3年3月から、Hi-STEP 川崎は同4月から開校しました。いずれも順調な立ち上がりとなっています。なお、元住吉とHi-STEP 川崎は、旧川崎南部学区における初の開校校舎です。

これらの新スクール開校の結果、スクール数は小中学生部門135スクール、高校生部門15校、個別指導部門1校、学童部門3校の計154校となっています。

また、今期は生徒数の増加に伴い、Hi-STEP 青葉台スクール、Hi-STEP 横浜スクール、大学受験ステップ藤沢校2号館、大学受験ステップ相模大野校、大学受験ステップ横浜校を増床したほか、高校受験ステップ大磯スクール、Hi-STEP 海老名スクール、大学受験ステップ秦野校を移転拡大いたしました。

当事業年度の売上高は13,036百万円（前年同期比19.3%増）、営業利益は3,509百万円（前年同期比81.9%増）、経常利益は3,593百万円（前年同期比82.5%増）、当期純利益は2,471百万円（前年同期比84.0%増）となりました。



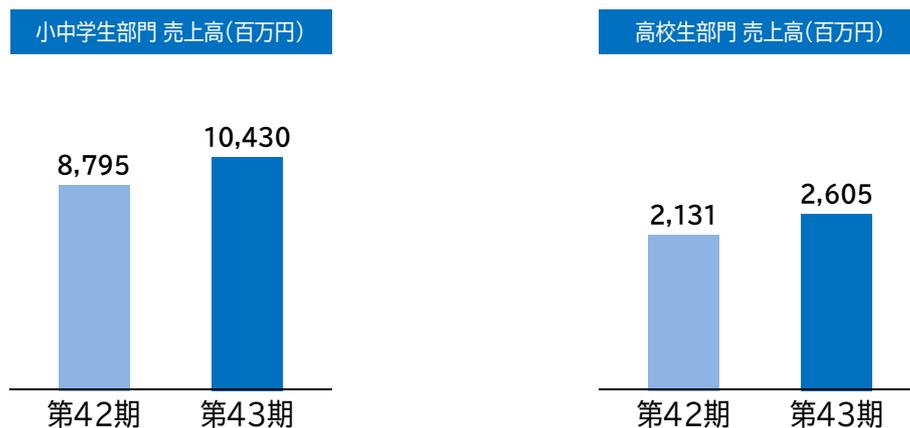
事業部門別の生徒数および売上高は、次のとおりです。

①小中学生部門

期中平均生徒数は 24,217 人（前年同期比 6.8%増）、売上高は 10,430 百万円（前年同期比 18.6%増）となりました。

②高校生部門

期中平均生徒数は 5,250 人（前年同期比5.6%増）、売上高は 2,605 百万円（前年同期比 22.2%増）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社は、令和2年9月期（第42期）において新型コロナウイルス感染症の拡大の中、約2ヶ月間の授業料大幅減額という対応を行ったことにより、昭和54年の設立以来初めての減収となりました。しかし、令和3年9月期（第43期）は、第2四半期以降生徒募集が好調に推移し、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益において過去最高となりました。

今後の展望ですが、神奈川県において横浜市に次ぐ年少人口を抱えていながら未だ当社が本格的開校に着手したばかりの川崎市におけるネットワーク、そして横浜市の中でも鶴見区・中区・南区・金沢区等の東部地区・臨海地区・南部地区にスクールのネットワークを形成していくという大きな課題があります。

当社発祥の地であり、かつ長年にわたって校舎運営の実績を積み重ねてきた藤沢市は人口が 440,737人（令和3年10月1日現在）、市立中学校に通う生徒 10,779人（令和3年5月1日現在）で、その中におけるステップ生は 2,611名（市内14スクール合計）でシェアが24.2%になっています。

一方で、横浜市・川崎市について見てみると、横浜市は人口 3,776,179人（令和3年10月1日現在）、市立中学校に通う生徒 77,515名（令和3年5月1日現在）、川崎市は人口 1,541,159人（令和3年10月1日現在）、市立中学校に通う生徒 29,974名（令和3年5月1日現在）となっています。藤沢市の 24.2%というシェアは長い時間をかけて形成してきたものなので、横浜市・川崎市については仮にシェアを 15%としてあてはめると、将来的には横浜市内で塾生数 11,600人程度（1スクールあたりの中学生を平均150人とすると78スクールに相当）、川崎市内で塾生数 4,500人程度（同30スクール）レベルの可能性のある市場ということになります（下表参照）。

現状、横浜市においては46スクールとスクール数は増えてきているものの、未展開のエリアや十分に展開できていないエリアも多く残っており、市立中学生における当社のシェアは 8.4%（塾生数 6,527名）となっています。また川崎市では8スクールでシェアが未だ 3.0%（塾生数 905名）というレベルです。

今後、横浜市と川崎市に戦略的に注力し、強力なスクールネットワークを形成していくことは、当社にとって10年掛かりの大きな取り組みになります。そのためには横浜・川崎地区の公立進学校として評価の高い横浜翠嵐高校の合格者数をさらに伸ばし、当社がこの地域においても教務力で評価されるトップブランドとしてさらに強く認知されていく必要があります。

横浜市・川崎市における展開見込み

	横浜市	川崎市
市立中学校生徒数 （令和3年5月1日現在）	77,515人	29,974人
想定塾生数 （シェア 15%）	11,627人	4,496人
想定スクール数	78スクール	30スクール
現在のスクール数	46スクール （中学1～3年塾生6,527名）	8スクール （中学1～3年塾生905名）
今後の開校余地	32スクール	22スクール

※想定スクール数は1スクールあたり中学生 150人で計算しています。

※上記の塾生数はすべて中学生のみで、実際にはこれに小学5・6年生が加わりません。

さて、当社は9月30日に東京証券取引所へプライム市場を選択する旨を申請いたしました。売買代金の未達が課題として残っていますが、今後、基準の充足に向けて取り組んでまいります。

プライム市場においては従来以上の企業統治（ガバナンス）の充実が求められています。これに積極的に取り組むこと、また当社が横浜・川崎地区等に広範に展開するにつれ、特に小中学部の運営体制の整備が課題となっております。例えば、労務面では令和4年度から男性社員についても育児休業への積極的な対応が法的に義務づけられます。教師・スタッフを質・量ともに増強し、このような時代のニーズに応じる体制の強化が必要です。

現在、新年度に向けた採用活動は順調に進んでいますが、来期については新規開校を川崎市の若干のスクールに絞り、新たに合流する人材を加えて人的ゆとりをつくり、神奈川県全域に広がるネットワークを今後とも担っていける体制の整備に、全社を挙げて取り組みます。

また来期の生徒数については、既存校の充席率の向上、そして現在満員で入会をお断りしている学年がある校舎における一部クラスの増設による増加を図ってまいります。

既存校舎での生徒増と当社のガバナンス及び組織運営体制の整備の両立に積極的に取り組み、今後10年を見通せる体制作りを進める1年にしていく所存です。

（3） 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は 433百万円（うち建物賃貸借敷金 82百万円）であり、小中学生部門および高校生部門の営業拡大および設備の改善を目的に実施しています。

その主なものは、当期開校スクールの内装工事等に 80百万円、当期移転スクールの内装工事等に 149百万円です。

（4） 資金調達の状況

当該設備投資の資金は、自己資金および借入金で充当しました。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第40期 (平成30年 9月期)	第41期 (令和元年 9月期)	第42期 (令和2年 9月期)	第43期 (令和3年 9月期)
売上高	11,033,723	11,592,745	10,927,597	13,036,092
営業利益	2,680,575	2,689,266	1,929,641	3,509,117
経常利益	2,760,330	2,738,799	1,968,593	3,593,098
当期純利益	1,862,217	1,943,218	1,343,218	2,471,055
1株当たり 当期純利益	112円40銭	117円92銭	81円38銭	149円71銭
総資産	21,474,221	22,919,378	26,036,794	26,790,294
純資産	19,118,209	20,362,284	21,060,538	22,874,193

2. 会社の状況（令和3年9月30日現在）

(1) 主要な事業内容

- ① 小学校5年生から高校3年生を対象とした学習および受験指導
- ② 学童保育（STEPキッズ）、保育園（ステップ保育園）の運営

(2) 主要な事業所

<スクール>

所在地	スクール数	スクール名
神奈川県	横浜市	48 大学受験横浜, 大学受験戸塚, 大学受験センター南, Hi-STEP横浜, Hi-STEP横浜南, Hi-STEP戸塚, Hi-STEP二俣川, Hi-STEP青葉台, Hi-STEP金沢文庫, Hi-STEP日吉, Hi-STEPセンター南, Hi-STEPたまプラーザ, 二俣川, 瀬谷, 鶴ヶ峰, 弥生台, 戸塚, 三ツ境, 立場, 杉田, 港南台, 鴨居, 十日市場, 中川, センター南, 北山田, こどもの国, ふれあいの丘, 本郷台, 白楽, センター北, 仲町台, 菊名, 戸塚東, 東戸塚, 藤が丘, 大倉山東, 江田, たまプラーザ, 市ヶ尾, 綱島, 上大岡, 中山, あざみ野, 長津田, 和田町, 保土ヶ谷, 上永谷
	藤沢市	16 大学受験藤沢, Hi-STEP湘南, 藤沢, 長後, 六会, 善行, 辻堂東, ライフタウン, 綾瀬, 藤沢朝日, ライフタウン北, 藤沢中央, 湘南台, 用田, 辻堂北, 藤沢駅南口
	相模原市	13 大学受験相模原, 大学受験相模大野, Hi-STEP相模原, Hi-STEP相模大野, 淵野辺, 橋本, 相模原南, 上溝, 相模大野, 相模原, 東林間, 原当麻, 古淵
	大和市	8 大学受験大和, Hi-STEP大和, Hi-STEP中央林間, 大和, 高座渋谷, 鶴間, 中央林間, 南林間
	川崎市	8 Hi-STEP宮前平, 宮崎台, 鷺沼, 新百合ヶ丘, 犬蔵, 生田, 元住吉, Hi-STEP川崎
	茅ヶ崎市	7 大学受験茅ヶ崎, Hi-STEP茅ヶ崎, 茅ヶ崎東, 茅ヶ崎, 辻堂西, 茅ヶ崎北, 茅ヶ崎小和田
	鎌倉市	6 大学受験大船, Hi-STEP鎌倉, Hi-STEP大船, 大船, 湘南深沢, 大船笠間
	平塚市	6 大学受験平塚, 平塚, 平塚西, 平塚東, 平塚南, 平塚中央
	小田原市	6 大学受験小田原, Hi-STEP小田原, 小田原, 鴨宮, 富水, 鴨宮北

所在地	スクール数	スクール名	
神奈川県	厚木市	5	大学受験厚木, Hi-STEP 厚木, 厚木, 厚木西, 厚木東
	秦野市	5	大学受験秦野, Hi-STEP 秦野, 東海大前, 秦野, 渋沢
	横須賀市	5	大学受験横須賀, 県立大学前, 汐入, 久里浜, 衣笠
	海老名市	5	大学受験海老名, Hi-STEP 海老名, 海老名, 海老名西, 海老名扇町
	座間市	3	座間, さがみ野, 相武台
	足柄上郡	2	松田, 開成
	中郡	2	二宮, 大磯
	伊勢原市	1	伊勢原
	高座郡	1	寒川
	南足柄市	1	南足柄
	愛甲郡	1	愛川
	逗子市	1	逗子

- (注) 1. 上記以外にK-STEP 藤沢、STEPキッズ湘南教室、STEPキッズ辻堂教室、STEPキッズ茅ヶ崎教室、ステップ保育園があります。
2. 上永谷、元住吉の各スクールは令和3年3月より、Hi-STEP 川崎スクールは令和3年4月より開校しました。

<事務所・研修所>

名称	所在地
本部	神奈川県藤沢市藤沢602番地
教材研究課	神奈川県藤沢市湘南台
印刷配送センター	神奈川県藤沢市石川
湘南シーサイド・ラボ	神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸

(3) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 46,880,000株
- ②発行済株式の総数 16,505,717株(自己株式 164,283株を除く)
- ③株主数 7,276名
- ④大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有限会社ケー・プランニング	4,741,100	28.72
龍井郷二	1,302,800	7.89
龍井喜久江	1,071,600	6.49
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライズ ストック ファンド	996,326	6.04
S T E P 社員持株会	819,180	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	750,700	4.55
株式会社横浜銀行	320,000	1.94
ゴールドマン サックス インターナショナル	311,400	1.89
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	305,800	1.85
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ ファンド	217,000	1.31

(注) 持株比率は、自己株式 164,283株を控除して計算しています。

(4) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	6 6 2 名	8 名 増	3 9 歳 0 ヶ 月	1 1 年 6 ヶ 月
女 性	1 8 3 名	1 7 名 増	3 3 歳 1 0 ヶ 月	8 年 4 ヶ 月
合 計	8 4 5 名	2 5 名 増	3 7 歳 1 1 ヶ 月	1 0 年 1 0 ヶ 月

(注) 上記のほかに嘱託社員16名、フェロー社員15名、非常勤講師8名、パートタイマー(事務系部門)180名がいます。

(5) 役員の状況

①取締役および監査役の状況

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
龍井郷二	代表取締役会長	
遠藤陽介	代表取締役社長	執行役員 高校受験横浜川崎本部長兼港北NTブロック長
梅澤直之	取締役	常務執行役員 高校受験県南本部長兼上大岡戸塚ブロック長
新井規彰	取締役	常務執行役員総務本部長
高瀬裕之	取締役	常務執行役員 高校受験県西本部長兼茅ヶ崎ブロック長
大黒晃禎	取締役	常務執行役員大学受験運営本部長
袴田剛	取締役	常務執行役員 高校受験県央本部長兼厚木海老名ブロック長
森本由里子	取締役	常務執行役員大学受験事務局長
木島文義	取締役(社外取締役)	
浅野樹	取締役(社外取締役)	
上田秀樹	常勤監査役	
古村庄治	監査役(社外監査役)	古村庄治税理士事務所 代表
八木直樹	監査役(社外監査役)	働き方改革日本株式会社 代表取締役 八木労務監査事務所 代表

(注) 取締役木島文義氏ならびに浅野樹氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

②役員に対する報酬等の額

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,428 (8,600)	93,428 (8,600)	－ (－)	－ (－)	10名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	14,004 (6,000)	14,004 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	107,432 (14,600)	107,432 (14,600)	－ (－)	－ (－)	13名 (4名)

(注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 45,780千円を含んでいません。

2. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬限度額は、平成6年12月21日開催の第16回定時株主総会において、取締役が年額 150,000千円、監査役が年額 20,000千円と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役は1名）です。

3. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、授業にあたる教師とそれを支える職員の処遇の改善と会社の継続的成長を第一に考えながら、会社の業績、業務貢献度等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役職・分掌・業績等を総合的に勘案して決定する。なお業績連動報酬は、「短期的な売上高や利益等の指標と報酬を連動させることは、必ずしも学習塾としての適切な運営を推進することにはならない」との判断に基づき採用しない。

c. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任する場合の事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長龍井郷二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額の決定とする。当該権限を委任する理由は、当社全体を統括する立場である代表取締役会長が各取締役の職責等を総合的に勘案するのに最も相応しいからであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断する。

③社外役員に関する事項

a. 社外役員の主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を合計12回、監査役会を合計9回開催しました。各社外役員の、取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	取締役会および監査役会への出席状況
木島文義	取締役会…全12回に出席しました。
浅野樹	取締役会…全12回に出席しました。
古村庄治	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全9回に出席しました。
八木直樹	取締役会…全12回に出席しました。 監査役会…全9回に出席しました。

取締役木島文義氏は、業界に精通した立場から発言を行っています。

取締役浅野樹氏は、ガバナンス・コンプライアンス関係の豊富な経験をもとに発言を行っています。

監査役古村庄治氏は、税理士としての専門的見地から発言を行っています。

監査役八木直樹氏は、専門分野である労務管理に関する発言を行っています。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である木島文義氏および浅野樹氏、ならびに社外監査役である古村庄治氏および八木直樹氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(6) 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 横浜銀行	1,111,250
株式会社 三菱UFJ銀行	140,928
三井住友信託銀行 株式会社	84,375

3. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

②当事業年度に係る報酬等の額 14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第 340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

4. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

A 取締役会における決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりです。

なお、平成 18 年 6 月に金融商品取引法が成立し(平成 20 年 4 月施行)、平成 19 年 2 月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が、企業会計審議会より公表されたことに伴い、これらに対応する取り組み方針を平成 19 年 9 月 25 日の取締役会において決議(平成 27 年 5 月 26 日の取締役会にて一部改定決議)しています。

内部統制システムの構築に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの基本方針」として、「高い教務力を持った専門的な人材が高品質の学習サービスを提供し、生徒の学力向上を通して社会に貢献する」との経営理念の下、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに適宜審査し改善に努めます。

また当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行い、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況についてモニタリングを行うことで、より適切な内部統制システムの構築・運用を目指しており、現状、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しています。

以下は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

- ①当社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
 - b. 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報の収集に努める。
- ②当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から利活用・保存・廃棄に至るまで、適切に管理する。
- ③当社のリスク管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役は会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、会社全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
 - b. 当該リスクは、リスク管理規程をはじめとする社内規程に従い、業務所管部署が職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
 - c. 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、代表取締役または代表取締役が選んだ者を委員長とする総合リスク対策委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 - d. 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築および定期的な防災訓練の実施など、適切な体制を整備する。

- e. リスク管理体制の有効性については、内部監査室が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ所要の改善を図る。
- ④当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 経営上の重要事項については、取締役会等の会議体において適宜審議するなど、効率的な意志決定を図る。
 - b. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、職員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
 - c. 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。
- ⑤当社の職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 社内規程において、職務執行にあたり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
 - b. 職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部監査室が、職員の職務執行の状況について定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を取締役会等に報告する。取締役は、監査の結果を踏まえ所要の改善を図る。
 - c. こうした取り組みを通じ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させる。さらに業務上の課題や問題を自発的に提起し、それを積極的に受け止める仕組みを強化するため、社内外のコミュニケーションの徹底、業務支援体制の強化、定期的な業務の見直し等を推進する。
- ⑥当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する組織を設置し、必要な人員を配置する。
 - b. 当該組織に属する職員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については事前に監査役と協議する。
 - c. 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するとともに、監査役の求める事項について必要な報告を行う。また、職員から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
 - d. 取締役および職員から報告を受けた者が、会社に著しい損害を与える事項や信用を大きく失墜させるおそれのある事項、または規程等に違反する行為を発見した場合については、速やかに監査役に報告する体制を確保し、当該報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - e. 監査役が取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることでできる体制を整備する。また、会計監査人および内部監査室が監査役と連携を図るための環境を整えるなど、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

⑦反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 反社会的勢力排除に向けた体制を確立するため、全役職員に対し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当・不正な要求には応じない旨を徹底する。
- b. 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用するとともに、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と適宜緊密に連携し、会社全体として速やかに対応する。

B 運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ①取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ②監査役会を9回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しました。
- ③財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- ④情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社内研修を実施しました。
- ⑤個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、社内研修の継続を通じて、全職員へのコンプライアンス意識の浸透と牽制機能の強化に努めました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保による財務体質の強化を図りながら、業績動向や経営環境に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えています。

(計算書類)

貸借対照表

令和3年9月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,968,218	流動負債	3,441,357
現金及び預金	8,646,503	1年内返済予定の 長期借入金	1,506,989
売掛金	69,169	リース負債	17,403
たな卸資産	22,236	未払費用	128,281
前払費用	173,137	未払法人税等	241,095
貸倒引当金	57,849	未払消費税等	924,275
	△677	前受り	356,294
固定資産	17,822,075	前受り	10,372
有形固定資産	16,909,325	前受り	153,790
建物	7,618,219	賞与引当金	3,477
構築物	100,216	その他の	92,887
機械及び装置	22,518		6,489
車両運搬具	573	固定負債	474,744
工具、器具及び備品	84,388	長期借入金	11,850
土地	9,083,408	リース負債	42,298
無形固定資産	43,533	役員退職慰労引当金	129,800
電話加入権	233	資産除去債務	276,471
その他の	43,299	その他の	14,324
投資その他の資産	869,216	負債合計	3,916,101
投資有価証券	17,033	株主資本	22,872,828
長期貸付金	2,105	資本金	1,778,330
長期前払費用	9,375	資本剰余金	2,082,726
繰延税金資産	256,813	資本準備金	1,851,330
差入保証金	582,005	その他資本剰余金	231,396
その他の	1,883	利益剰余金	19,228,490
		利益準備金	137,027
		その他利益剰余金	19,091,463
		別途積立金	97,800
		繰越利益剰余金	18,993,663
		自己株式	△216,718
		評価・換算差額等	1,364
		その他有価証券評価差額金	1,364
		純資産合計	22,874,193
合 計	26,790,294	合 計	26,790,294

損益計算書

令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,036,092
売 上 原 価		8,771,033
売 上 総 利 益		4,265,058
販売費及び一般管理費		755,941
営 業 利 益		3,509,117
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 家 賃	107,340	
助 成 金 収 入	24,650	
受 取 補 償 金	20,782	
そ の 他	15,399	168,201
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,881	
賃 貸 費 用	80,055	
そ の 他	1,282	84,219
経 常 利 益		3,593,098
税 引 前 当 期 純 利 益		3,593,098
法人税、住民税及び事業税	1,157,140	
法人税等調整額	△35,096	1,122,043
当 期 純 利 益		2,471,055

株主資本等変動計算書

令和2年10月1日から
令和3年9月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合計
当期首残高	1,778,330	1,851,330	231,396	2,082,726	137,027	97,800	17,182,849	17,417,676
当期変動額								
剰余金の配当							△660,240	△660,240
当期純利益							2,471,055	2,471,055
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,810,814	1,810,814
当期末残高	1,778,330	1,851,330	231,396	2,082,726	137,027	97,800	18,993,663	19,228,490

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△216,718	21,062,013	△1,474	△1,474	21,060,538
当期変動額					
剰余金の配当		△660,240			△660,240
当期純利益		2,471,055			2,471,055
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			2,839	2,839	2,839
当期変動額合計	-	1,810,814	2,839	2,839	1,813,654
当期末残高	△216,718	22,872,828	1,364	1,364	22,874,193

(注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価のないもの
 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 主として移動平均法による原価法
 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法
 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 なお、主な耐用年数は次のとおりです。
 建　　物　　22年～50年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
 - (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金
 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分相当額を計上しています。
 - (3) 役員退職慰労引当金
 役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 なお、平成17年10月21日開催の取締役会において、平成17年12月14日開催の第27期事業年度に係る定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議したことにより、同日以降の新たな繰り入れは行っていません。

5. 売上高の計上基準

授業料収入は受講期間に対応して収益として計上し、また、入会金収入は入会時に、教材収入は各学期の開始時にそれぞれ収益として計上しています。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

【表示方法の変更に関する注記】

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度末から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	16,909,325千円
無形固定資産	43,533千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に校舎を基本単位としたグルーピングを行っています(複数のスクールが同一の校舎内に存在する場合は、当該校舎を基本単位としています)。また、本部、寮、厚生施設などについては共用資産としてグルーピングを行っています。ただし、将来の用途が定まっていない遊休資産は、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え個別にグルーピングしています。

減損の兆候を識別した資産グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画を基礎としており、将来の在籍生徒数を主要な仮定として織り込んでいます。これらの仮定は不確実性を伴うため、事業環境等の変化により仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度において、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. たな卸資産の内訳		
商品及び製品		16,775千円
仕掛品		4,917千円
原材料及び貯蔵品		543千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		6,426,440千円
3. 担保に供している資産およびこれに対応する債務		
① 担保に供している資産		
建物		422,562千円
土地		923,200千円
計		<u>1,345,762千円</u>
② 対応する債務		
1年内返済予定の長期借入金		661,993千円
長期借入金		6,626千円
計		<u>668,619千円</u>

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数	16,670,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数	164,283株
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当	

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月12日 定時株主総会	普通株式	330,120	20.00	令和2年 9月30日	令和2年 12月15日
令和3年4月27日 取締役会	普通株式	330,120	20.00	令和3年 3月31日	令和3年 5月14日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	412,642	25.00	令和3年 9月30日	令和3年 12月21日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

スクールおよび本部における複写機（工具、器具及び備品）です。

②リース資産の減価償却の方法

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	11,926千円
1年超	31,804千円
合計	43,731千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産で運用しています。

また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針です。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、個人の顧客に対するものであり、信用リスクが存在します。差入保証金は、スクールの賃借に伴う敷金および保証金であり、長期貸付金は主にスクールの建設協力金に係るものです。これらは、差し入れ先および貸付先の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、与信管理マニュアルに従い、顧客ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の上場株式であり、市場価格の変動リスクが存在しますが、四半期ごとに時価を把握し、保有状況の見直しを行っていません。

営業債務である未払金および預り金や未払法人税等は、すべて1年以内に支払期日が到来します。長期借入金は、運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としています。営業債務等や借入金は、流動性リスクが存在しますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※2)	時価(※2)	差額
(1)現金及び預金	8,646,503	8,646,503	—
(2)売掛金	69,169		
貸倒引当金(※1)	△677		
	68,491	68,491	—
(3)投資有価証券	17,033	17,033	—
(4)長期貸付金	2,105	2,104	△0
(5)差入保証金	582,005	552,578	△29,427
(6)長期借入金	(1,518,839)	(1,518,665)	△173
(7)未払金	(128,281)	(128,281)	—
(8)未払法人税等	(924,275)	(924,275)	—
(9)未払消費税等	(356,294)	(356,294)	—
(10)預り金	(153,790)	(153,790)	—

(※1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しています。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを、当該残存期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、想定した賃借契約期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等、(10) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

〔税効果に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	54,429千円
未払事業所得税	561千円
一括償却資産	2,570千円
賞与引当金	28,404千円
役員退職慰労引当金	39,692千円
減損損失	61,324千円
資産除去債務	84,544千円
その他	27,572千円
繰延税金資産合計	<u>299,101千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△41,967千円
その他	△320千円
繰延税金負債合計	<u>△42,288千円</u>
差引：繰延税金資産純額	256,813千円

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要
従業員の選択制による報酬制度または確定拠出年金制度を採用しています。
2. 退職給付費用に関する事項
確定拠出年金への掛金支払額 106,900千円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,385円83銭
1株当たり当期純利益	149円71銭

(監査報告書)

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年10月27日

株式会社ステップ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 三澤幸之助 印

公認会計士 山崎光隆 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステップの令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの第43期事業年度の取締役の職務執行に関して、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および内部監査室等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年10月27日

株式会社 ステップ 監査役会

常勤監査役	上田 秀樹	印
社外監査役	古村 庄治	印
社外監査役	八木 直樹	印

以上

《 ㄨ ㄛ 》

Handwriting practice lines for the characters ㄨ and ㄛ. The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice.

《 ㄨ ㄛ 》

Handwriting practice lines for the characters ㄨ and ㄛ. The page contains 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会 会場ご案内図

会場 神奈川県藤沢市藤沢602番地 当社本部 7F
電話 0466-20-8000

